

永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年3月31日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町条例第10号

永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

永平寺町国民健康保険税条例(平成18年永平寺町条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第6項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の永平寺町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。